

八代市観光PRポスター制作業務に係るデザインコンペ実施要領

1. 件名

八代市観光PRポスター制作業務

2. 概要及び目的

現在使用しているポスターは、特定のキャラクター・単一イベントを訴求するものが主であり、イベント会場等での一体感のあるプロモーションにおいて課題を抱えている。また、要素を1枚に凝縮した既存のポスターは情報量が多く、遠目からの視認性が低いという側面がある。これらの課題を解決するため、八代市の観光資源の要素を適切に分散・整理した新たな観光PRポスターを制作する。

3. 業務内容

八代市観光PRポスター制作業務仕様書のとおり

(主な内容：八代市の観光資源等をテーマとしたポスターデザイン制作2種類、および成果物の印刷・納品A0サイズ・各1枚計2枚、電子データ)

※本コンペにおいて提出された図案をもとに、受託候補者決定後、新規撮影(ロケ・商品撮影等)や素材調整、本市との協議によるデザインのブラッシュアップを行い、最終完成版を作成・納品するものとする。

4. 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

5. 契約方法

公募型コンペ方式による随意契約

6. 提案限度価格

440,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

7. 審査基準

審査基準書のとおり

8. 選考方法

- (1) 事業者は、公募型コンペ方式により選考する。
- (2) 別紙「審査基準書」により、「八代市観光PRポスター制作業務に係るデザインコンペ選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)による書類およびデザイン

審査を行う。

なお、2次審査やプレゼンテーション・ヒアリング審査は行わない。

- (3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により選考する。
- (5) 審査結果は参加者全てに通知する。
- (6) 参加者が1者の場合は、本コンペを中止する。

9. ポスター図案等の提出

- (1) 提出期限 令和8年11月4日(水) 17時必着

- (2) 提出書類・提出部数等

- ① 参加申込書(様式1)…1部

- ② ポスター図案(1者につき2連作を最大2案まで)
…A1縦サイズ1部、A4縦サイズ7部

- ③ 撮影・制作計画書(任意様式・A4縦1枚程度)
…A4サイズ7部

※カンパ案の実現に向けた新規撮影計画(撮影対象・ロケ地候補・時期・演出イメージ等)、および制作意図・コンセプトを記載すること。

※提出する図案は企画提案用のカンパ(完成予想イメージ)で可とし、仮素材・ストックフォト等の利用を認める。ただし、本制作における適切な新規撮影等の計画が示されていること。

※八代市観光PRポスター制作業務仕様書の内容を確認すること

※公平・公正なデザイン審査を行うため、図案および計画書には会社名・ロゴ等、提出者を特定できる記載を一切しないこと。

- ④ 見積書…1部(積算内訳書を添付すること)

- (3) 提出先 〒866-8601 八代市松江城町1-25
八代市観光振興課
担当: 吉田・松本

- (4) 提出方法 持参又は郵送 ※持参の場合は、平日の9時~17時

10. スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年10月15日(木) |
| (2) 参加申込書・図案の提出締切り | 令和8年11月 4日(水) 17時必着 |
| (3) 選定委員会 | 令和8年11月 6日(金) |
| (4) 結果通知 | 選考審査会終了後速やかに通知 |
| (5) 契約締結 | 令和8年11月中旬 |
| (6) 成果品の納品 | 令和9年2月26日(金) |

11. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (3) 提案限度価格を超過した見積書を提出した場合
- (4) 契約締結日までに八代市の入札参加資格停止又は回避の措置を受けた場合

12. 留意事項

- (1) 本コンペに係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類等の返却はしない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。
- (4) 採用されたポスター図案等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、八代市観光振興課に帰属するものとする。また、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。提出されたポスター図案等は、審査における必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出されたポスター図案等は、八代市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については八代市観光振興課が定める。

13. 連絡先

〒866-8601

八代市松江城町 1-25

八代市観光振興課

担当：吉田・松本

TEL：0965-33-4115

メールアドレス：kanko@city.yatsushiro.lg.jp